

**新型コロナウイルス感染症によりご契約者が影響を
受けられた場合の特別措置について(4月24日更新)**

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また、感染拡大によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされている皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。罹患された皆さまの一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりご契約者が影響を受けられた場合、ご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の停止・変更手続き等」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定の猶予期間設ける特別措置(※)を実施しております。今般、お知らせしている最長猶予期間を**2020年9月30日**まで延長し猶予できるものとします。本特別措置の適用をご希望の方は、当社までお申し出ください。

※本特別措置は、ご契約者が新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響を受けた場合だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として外出を控えることにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合にも適用します。

<お問い合わせ先>
ペット&ファミリー損害保険株式会社
0120-584-412

以上